

特別養護老人ホーム 遊生の町 料金表（令和6年 12月 1日より）

（『特別養護老人ホーム 遊生の町』の介護サービス費区分は、「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）」です。）

当施設は燕市より敷地の無償貸与を受けており、そのメリットを生かした地域貢献として、居住費の補助を実施しています。

（表の見方について）			基本報酬単位数	加算単位数					単位数合計		〔A〕介護サービス費（月）		食費や居住費（日）			〔B〕食費や居住費の合計（月）	〔A+B〕自己負担額合計（月）		居住費の補助実施後の自己負担額合計（月）	
世帯の課税状況	利用者負担段階	介護度		（Ⅱ）日常生活継続支援加算	看護体制加算（Ⅰ）イ	看護体制加算（Ⅱ）イ	（Ⅱ）夜勤職員配置加算	科学的介護推進体制加算（月）	（日）	（月）	単位数合計（月） × 単価（10円） × 自己負担割合		食費	おやつ代	居住費		〔A+B〕自己負担額合計（月）		居住費の補助実施後の自己負担額合計（月）	
											1割	（参考）2割					1割	2割	1割	2割
住民税課税	第4段階	要介護1	682	46	12	23	46	40	809	24,310	¥24,310	¥48,620	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥134,140	¥158,450		
		要介護2	753	46	12	23	46	40	880	26,440	¥26,440	¥52,880	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥136,270	¥162,710		
		要介護3	828	46	12	23	46	40	955	28,690	¥28,690	¥57,380	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥138,520	¥167,210		
		要介護4	901	46	12	23	46	40	1,028	30,880	¥30,880	¥61,760	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥140,710	¥171,590		
		要介護5	971	46	12	23	46	40	1,098	32,980	¥32,980	¥65,960	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥142,810	¥175,790		
住民税非課税	第3段階② 年金収入額と合計所得額の合計が年間120万円超の方	要介護1	682	46	12	23	46	40	809	24,310	¥24,310	¥48,620	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥110,710		¥106,710	
		要介護2	753	46	12	23	46	40	880	26,440	¥26,440	¥52,880	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥112,840		¥108,840	
		要介護3	828	46	12	23	46	40	955	28,690	¥28,690	¥57,380	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥115,090		¥111,090	
		要介護4	901	46	12	23	46	40	1,028	30,880	¥30,880	¥61,760	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥117,280		¥113,280	
		要介護5	971	46	12	23	46	40	1,098	32,980	¥32,980	¥65,960	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥119,380		¥115,380	
	第3段階① 年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円超120万円以下の方	要介護1	682	46	12	23	46	40	809	24,310	¥24,310	¥48,620	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥89,410		¥85,410	
		要介護2	753	46	12	23	46	40	880	26,440	¥26,440	¥52,880	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥91,540		¥87,540	
		要介護3	828	46	12	23	46	40	955	28,690	¥28,690	¥57,380	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥93,790		¥89,790	
		要介護4	901	46	12	23	46	40	1,028	30,880	¥30,880	¥61,760	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥95,980		¥91,980	
		要介護5	971	46	12	23	46	40	1,098	32,980	¥32,980	¥65,960	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥98,080		¥94,080	
	第2段階 年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円以下の方	要介護1	682	46	12	23	46	40	809	24,310	¥24,310	¥48,620	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥66,910		¥62,910	
		要介護2	753	46	12	23	46	40	880	26,440	¥26,440	¥52,880	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥69,040		¥65,040	
		要介護3	828	46	12	23	46	40	955	28,690	¥28,690	¥57,380	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥71,290		¥67,290	
		要介護4	901	46	12	23	46	40	1,028	30,880	¥30,880	¥61,760	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥73,480		¥69,480	
		要介護5	971	46	12	23	46	40	1,098	32,980	¥32,980	¥65,960	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥75,580		¥71,580	
	第1段階 高齢福祉年金受給者や生活保護の方	要介護1	682	46	12	23	46	40	809	24,310	¥24,310	¥48,620	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥64,210		¥60,210	
		要介護2	753	46	12	23	46	40	880	26,440	¥26,440	¥52,880	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥66,340		¥62,340	
		要介護3	828	46	12	23	46	40	955	28,690	¥28,690	¥57,380	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥68,590		¥64,590	
		要介護4	901	46	12	23	46	40	1,028	30,880	¥30,880	¥61,760	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥70,780		¥66,780	
		要介護5	971	46	12	23	46	40	1,098	32,980	¥32,980	¥65,960	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥72,880		¥68,880	

（注1）介護サービス費の負担を軽減する制度として、『高額介護サービス費』支給制度があります。この支払上限額は、利用者の所得などに応じて設定されます。

（注2）上記以外の費用として、医療費（往診料／受診料等）、理美容代、個室持ち込み家電に係る電気代、日用品等の購入費、行事参加等の実費などがあります。

（注3）表記載以外の加算として、「初期加算」1日30単位（入所から30日間）や「安全対策体制加算」1回20単位（入所時1回のみ）、「若年性認知症入所者受入加算」、「看取り介護加算」等があります。また、毎月、1か月の単位数合計に一定の割合を乗じて、「介護職員等処遇改善加算」が算定されます。

（注4）今後、当施設におけるサービスの提供内容や職員体制の変更、介護報酬の改定等により、算定する加算の種類が増減する場合がございます。あらかじめご了承ください。

（注5）食費と居住費の負担軽減を受けるには、「所得要件」と「資産要件」の両方を満たす必要があります。「所得要件」→世帯全員が住民税非課税（※世帯を別にする配偶者がいる場合は、その方も住民税非課税）「資産要件」→利用者負担段階によって預貯金等の要件が異なります。

（注6）65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割または3割となります。